

育児休業給付金が引き上げられました!!

(育児休業開始前賃金の給付割合)

50%
平成26年3月まで



67%
平成26年4月から

※ 給付割合の引き上げは、休業開始から6か月間ですが、夫婦ともに取得すれば1年間割増給付を受給できます。

手取り賃金で比べると、休業前の約8割が支給されます!

育児休業前

給与	230,000円
所得税	5,000円
社会保険料	30,000円
雇用保険料	1,200円
住民税	15,000円
手取り	178,800円

〈収入のイメージ〉



育児休業中

育児休業給付金	154,100円
所得税	0円
社会保険料	0円
雇用保険料	0円
住民税	15,000円
手取り	139,100円

- 育児休業給付金は非課税のため、所得税はかかりません(翌年度の住民税算定額にも含まれません)。
- 育児休業中の社会保険料は、**労使ともに免除されます**。給与所得が無ければ、雇用保険料も生じません。
- 住民税の徴収猶予制度が利用できる自治体もあります(詳しくはお住まいの市区町村へお問い合わせください)。

育児休業給付金が拡大した今こそ パパが育児休業を取るチャンスです!!



男性の育休取得によるメリット



1 家庭が安定する

- 子育ての喜びと苦勞を分かち合うことで、夫婦の絆が深まる。
- ママの育児ストレスが減り、第二子以降も生み育てやすい。

2 仕事に好影響

- 時間意識が高まり、生産性の向上に繋がる。
- 情報の共有化により、チームワークが高まる。

3 ママが輝く

- 仕事と育児を両立しやすくなり、女性が活躍する場が広がる。
- 「女性の力」が発揮されることで、企業経営にもプラス効果。

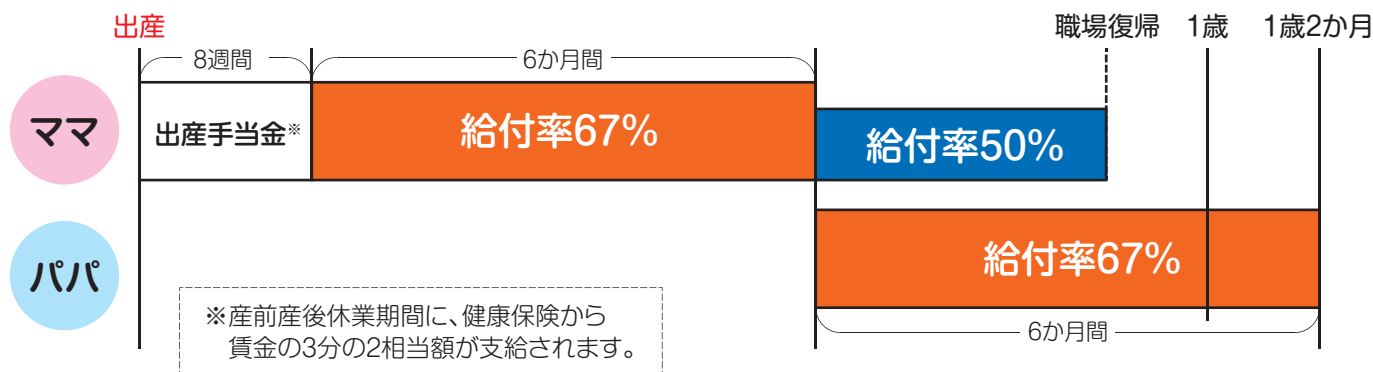


厚生労働省雇用均等・児童家庭局／都道府県労働局(雇用均等室)

パパ・ママで半年ずつ取得すれば、 1年間割増給付が可能です!!

〈取得例〉 ママが6か月間取得後、パパが6か月間取得。
合わせて**1歳2か月まで67%給付**（手取り賃金の**約8割**）。

*パパ・ママ育休プラス制度を利用した場合



Let's イクメン

部長! 僕にも育児休業を取らせていただけますか?

「わが社のイクメン第一号! 応援してるぞ!」
「復帰後は育児の経験を仕事にも活かして頑張ってくれ」

「奥さんだけ休めばいいじゃないか」
「もう昇進は諦めるのだな?」
「育児休業から戻ってきても席はないぞ」

あなたもイクメンになって、夫婦の絆、親子の絆を深めましょう!
育児休業を取るなら今です!

その発言、問題です! 育児休業を認めないことや、
取得を理由に不利益取扱いを行うことは禁止されています。

都道府県労働局雇用均等室

育児休業制度の問い合わせや、お困りごとの相談は、下記までご連絡ください。

北海道	011-709-2715
青森	017-734-4211
岩手	019-604-3010
宮城	022-299-8844
秋田	018-862-6684
山形	023-624-8228
福島	024-536-4609
茨城	029-224-6288
栃木	028-633-2795
群馬	027-210-5009
埼玉	048-600-6210
千葉	043-221-2307
東京	03-6893-1100 03-3512-1611
神奈川	045-211-7380
新潟	025-288-3511

富山	076-432-2740
石川	076-265-4429
福井	0776-22-3947
山梨	055-225-2859
長野	026-227-0125
岐阜	058-245-1550
静岡	054-252-5310
愛知	052-219-5509
三重	059-226-2318
滋賀	077-523-1190
京都	075-241-0504
大阪	06-6941-8940
兵庫	078-367-0820
奈良	0742-32-0210
和歌山	073-488-1170
鳥取	0857-29-1709

島根	0852-31-1161
岡山	086-224-7639
広島	082-221-9247
山口	083-995-0390
徳島	088-652-2718
香川	087-811-8924
愛媛	089-935-5222
高知	088-885-6041
福岡	092-411-4894
佐賀	0952-32-7218
長崎	095-801-0050
熊本	096-352-3865
大分	097-532-4025
宮崎	0985-38-8827
鹿児島	099-222-8446
沖縄	098-868-4380

※育児休業給付については最寄りのハローワークへお問い合わせください。